

# 吸収分割に関する事前開示書面

2023年7月28日

株式会社 テンダ

2023年7月28日

## 吸収分割に係る事前開示書面

東京都豊島区西池袋一丁目11番1号

株式会社テンダ

代表取締役 小林 謙

吸収分割会社である当社（以下「当社」といいます。）は、2023年7月31日付で、有限会社熱中日和（2023年8月1日付で株式会社テンダゲームスに移行予定。以下「承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社として、当社のゲームコンテンツ事業（以下「本事業」といいます。）を会社分割する吸収分割契約を締結し、承継会社に本事業に関する権利義務を承継させることにいたしました（以下「本吸収分割」といいます。）。

そこで、当社は、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の定めに従い、以下のとおり、吸収分割契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。

### 1. 吸収分割契約

本吸収分割に係る吸収分割契約の内容は、別紙1のとおりです。

### 2. 分割対価の相当性に関する事項

当社と承継会社は、完全親子会社の関係にあることから、本吸収分割に際して株式その他の金銭の交付は行いません。

### 3. 新株予約権の承継に関する相当性

該当事項はありません。

### 4. 承継会社の計算書類等に関する事項

#### (1) 最終事業年度に係る計算書類等

承継会社の最終事業年度に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

#### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

#### (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当事項はありません。

#### 5. 債務の履行の見込みに関する事項

当社及び承継会社は、本吸収分割により当社が承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本吸収分割後に予想される当社及び承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフローの状況について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本吸収分割後の当社及び承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

# 吸収分割契約書

株式会社テンダ（以下「甲」という。）と有限会社熱中日和（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、そのゲームコンテンツ事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

## 第 2 条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

### （1）吸収分割会社（甲）

商 号：株式会社テンダ

住 所：東京都豊島区西池袋一丁目 1 1 番 1 号

### （2）吸収分割承継会社（乙）

商 号：有限会社熱中日和（株式会社テンダゲームスに移行予定）

住 所：東京都新宿区新宿一丁目 1 6 番 9 号シャンヴィラカテリーナ 4 F

## 第 3 条（分割により承継する権利義務）

- 1 乙が本分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、甲乙間で別段の合意がされたものを除き、別紙記載のとおりとする。
- 2 乙は、承継対象権利義務に含まれる債務について、甲から重疊的に承継するものとし、甲は、第 6 条に定める効力発生日以後、当該債務について、乙と連帯して、その弁済及び履行の責任を負うものとする。ただし、当該債務について、甲が弁済その他の負担をした場合は、甲は、乙に対して、その負担の全額について求償することができるものとする。
- 3 乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、甲の 2023 年 5 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定するものとする。なお、詳細については、別紙に記載するものとする。

## 第 4 条（分割に際して交付する金銭等）

乙は、本分割に際して、甲に対し、本分割により承継する権利義務に代わる金銭等を交付しない。

## 第 5 条（資本金及び準備金の額に関する事項）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

#### 第6条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年10月1日とする。ただし、同日までに乙が株式会社テンドゲームスに組織及び商号を変更済みであることを本分割の効力発生の条件とする。また、本分割手続の進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

#### 第7条（本分割に関する手続き）

甲及び乙は、本分割に関して、その移転、登記、登録、通知、承諾その他の続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

#### 第8条（競業避止義務の不存在）

甲は、効力発生日後においても、本事業について、法令（会社法第21条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

#### 第9条（善管注意義務）

- 1 甲は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業を遂行するものとし、その財産、権利義務若しくは事業又は本分割に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に乙の同意を得なければならない。
- 2 乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって自らの事業を遂行するものとし、その財産、権利義務若しくは事業又は本分割に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に甲の同意を得なければならない。

#### 第10条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

#### 第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

(以下余白)

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2023年7月31日

甲 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号  
株式会社テンダ  
代表取締役 小林 謙 ㊟

乙 東京都新宿区新宿一丁目16番9号  
シャンヴィラカテリーナ4F  
有限会社熱中日和  
代表取締役 中村 繁貴 ㊟

(別紙)

## 承継対象権利義務一覧表

効力発生日において、乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び債務は、2023年5月31日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除したうえで確定する。

### 1. 資産

甲が本事業に関して有する売掛金、棚卸資産、建物、機械装置、器具備品、ソフトウェアその他一切の資産

### 2. 債務

甲が本事業に関して負担する買掛金、未払金、リース債務、その他一切の債務

### 3. 契約（雇用契約を除く）

甲が本事業に関して締結している取引基本契約、賃貸借契約、業務委託基本契約、その他一切の契約（4. 記載の雇用契約を除く。）に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づく一切の権利義務。なお、本契約締結後、甲が承継する契約に含まれないと判断する契約がある場合には、甲及び乙の協議の上、甲が決定するものとする。

### 4. 雇用契約

効力発生日において、本事業に主として従事する甲の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。但し、効力発生日の前日までに甲及び従業員本人が別途の取扱いに同意した場合を除く。

### 5. 許認可等

甲が保有又は取得等している本事業に専ら属する登録、届出、許認可等のうち、法令等に基づいて承継が可能なもの

### 6. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制、当局等の要請、又は契約上の定めにより、承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

# 決 算 報 告 書

(第 19 期)

自 2023年 1月 1日

至 2023年 5月31日



# 貸借対照表

2023年 5月31日 現在

(単位： 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	86,002	<b>【流動負債】</b>	22,865
現金及び預金	65,793	買掛金	1,015
売掛金	10,059	未払金	1,080
契約資産	9,390	未払法人税等	6,325
仕掛品	891	未払消費税	2,694
前払費用	728	未払費用	8,146
貸倒引当金	△862	預り金	19
<b>【固定資産】</b>	9,044	前受金	176
<b>【有形固定資産】</b>	264	賞与引当金	3,406
建物	540	負債の部合計	22,865
工具器具備品	381	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△657	<b>【株主資本】</b>	72,182
<b>【投資その他の資産】</b>	8,780	資本金	3,000
敷金及び保証金	2,838	利益剰余金	69,182
保険積立金	3,063	その他利益剰余金	69,182
繰延税金資産	2,878	繰越利益剰余金	69,182
		純資産の部合計	72,182
資産の部合計	95,047	負債及び純資産合計	95,047

# 損 益 計 算 書

自 2023年 1月 1日  
至 2023年 5月31日

(単位： 千円)

科 目	金 額	
<b>【売上高】</b>		
売 上 高	44,150	
進 行 基 準 売 上 高	20,240	
売 上 高 合 計		64,390
<b>【売上原価】</b>		
当 期 製 品 製 造 原 価	46,849	
合 計	46,849	
製 品 売 上 原 価		46,849
売 上 原 価		46,849
売 上 総 利 益 金 額		17,540
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		6,024
営 業 利 益 金 額		11,515
<b>【営業外収益】</b>		
受 取 利 息	0	
雑 収 入	2,790	
営 業 外 収 益 合 計		2,790
<b>【営業外費用】</b>		
支 払 利 息	69	
雑 損 失	155	
営 業 外 費 用 合 計		225
経 常 利 益 金 額		14,080
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		14,080
法 人 税、住 民 税 及 び 地 方 税		6,325
法 人 税 等 調 整 額		1,971
当 期 純 利 益 金 額		9,726

# 株主資本等変動計算書

自 2023年 1月 1日  
至 2023年 5月31日

(単位： 千円)

## 【株主資本】

資 本 金	当期首残高		3,000
	当期末残高		3,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		59,455
	当期変動額	当期純利益金額	9,726
	当期末残高		69,182
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		59,455
	当期変動額		9,726
	当期末残高		69,182
株 主 資 本 合 計	当期首残高		62,455
	当期変動額		9,726
	当期末残高		72,182
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		62,455
	当期変動額		9,726
	当期末残高		72,182

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 資産の評価基準及び評価方法

#### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①仕掛品 個別法による原価法
- ②貯蔵品 最終仕入原価法

### 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 定率法
- 無形固定資産 定額法

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当期首株式数（発行済普通株式）	60株
当期増加株式数（発行済普通株式）	
当期減少株式数（発行済普通株式）	
当期末株式数（発行済普通株式）	60株
当期首株式数（発行済優先株式）	
当期増加株式数（発行済優先株式）	
当期減少株式数（発行済優先株式）	
当期末株式数（発行済優先株式）	